

平成29年2月10日

ねんきん定期便における保険料納付額（累計額）について （12月・1月・2月生誕者分）

平成28年12月から平成29年2月までの間に日本年金機構及び日本私立学校振興・共済事業団から「ねんきん定期便」が送付される一部の方（公務員厚生年金被保険者期間を有する方に限る。）について、「ねんきん定期便」における「公務員厚生年金被保険者期間（地方公務員）」の「保険料納付額（累計額）」が、平成27年12月から平成28年2月までの間に送付された「ねんきん定期便」と比べて少ない額で表示されている場合がございます。

「公務員厚生年金被保険者期間（地方公務員）」の「保険料納付額（累計額）」は、「ねんきん定期便」の作成に当たり、当共済組合から日本年金機構及び日本私立学校振興・共済事業団に情報提供したものです。

平成27年12月から平成28年2月までの間に送付された「ねんきん定期便」における当該金額は、掛金の標準となった給料の額に保険料率（給料額に対する掛金率）を乗じて計算しておりますが、日本年金機構及び日本私立学校振興・共済事業団に情報提供を行う際に、誤って本来の保険料率よりも高い保険料率を設定してしまったため、実際に納めていただきました保険料納付額よりも高い額となっております。

上記の原因となった関係システムは、既に修正を終了し、平成28年3月以降に送付される「ねんきん定期便」の「保険料納付額（累計額）」は、正しい額を日本年金機構及び日本私立学校振興・共済事業団に情報提供しておりますので、平成28年12月から平成29年2月までに送付された方の「ねんきん定期便」の「保険料納付額（累計額）」についても正しい金額となっております。

したがいまして、平成27年12月から平成28年2月までの間に送付されました「ねんきん定期便」の額と比較しますと減少しております。

大変ご心配をお掛けしまして申し訳ございません。

なお、当共済組合における「保険料納付額（累計額）」については、「ねんきん定期便」に記載するため、「ねんきん定期便」のデータ作成時に毎回、参考値として算出（※）しているものであり、年金額の計算、加入記録の管理などには一切影響はありません。

※ 地方公務員共済組合が保険料率を統一する平成元年12月より前の加入期間に係る保険料納付額は、保険料納付額（累計額）には含まれていません。

平成28年12月（12月生誕者）から平成29年2月（2月生誕者）までの間に「ねんきん定期便」が送付された方には、重ねてお詫び申し上げます。

《問い合わせ先》

公立学校共済組合本部 年金部年金サービスセンター年金相談室

TEL 03—5259—1122